

## 鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、令和6年度鹿屋市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱（令和6年鹿屋市告示第287号）において規定した鹿屋市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、鹿屋市によって贈与される給付金をいう。

### （支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で鹿屋市に住所を有する者（鹿屋市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じ

て得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げ

る額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で鹿屋市に住所を有する者（鹿屋市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課されている者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で鹿屋市に住所を有する者（鹿屋市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課されている者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金（不足額給付分）の支給対象者でなくなった場合は、この限りではない。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）支給確認書（別記第1号様式。以下「確認書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で鹿屋市に住所を有する者（鹿屋市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、鹿屋市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書（別記第2号様式）を、第3条第1項第2号又は第3号に規定する者は、鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書（別記第3号様式）を提出するものとする。

2 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により鹿屋市に提出し、鹿屋市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を鹿屋市の窓口に出し、鹿屋市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は鹿屋市の窓口において鹿屋市に提出し、鹿屋市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は鹿屋市の窓口において鹿屋市に提出し、鹿屋市が現金書留等により現金を送付する方式

(5) 電子申請方式 申請者が公的身分証明書による申請者本人であることを証した上で、鹿屋市が整備するシステムを通じて鹿屋市に電子申請し、鹿屋市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

3 提出者は、確認書等の提出に当たり、市が必要と認める場合は、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 鹿屋市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から送付先変更届出書（別記第4号様式。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（確認書の提出が不要の支給対象者）

第7条 市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、「鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）」の支給のお知らせ（別記第5号様式）により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができ

る。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、給付金の受給の辞退又は振込口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出・受給）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載しなければならない。また、この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第9条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第11条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、鹿屋市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

2 調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者が、修正申告等により第3条に規定する支給対象者でなくなった場合は、調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 鹿屋市定額減税補足給付金(不足額給付)支給の実施に必要な準備行為は、第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記

第1号様式（第6条関係）

## 鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）支給確認書

※オンライン申請を行う場合は、この確認書の返送は不要です。

鹿屋市長宛て

お問合せ番号

受付印

### 1 支給対象者（確認・受給者）

支給対象者名	住所

### 2 支給予定額（算出式）

令和7年の 所要額	令和6年度分 所得税分の 控除不足額(①)	円 +	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②)	円 =	控除不足額計(③) (①+②)	円
	<small>注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。</small>					
支給額	令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ)	円 -	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)	円 =	調整給付金(不足額給付分)今回支給額	円
	<small>注)調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合は、「支給所要額」を記載しています。</small>					

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書 などの写し(コピー)を添えて期限までに提出してください。

### 誓約事項・確認事項 ※必ずお読みください※

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるとともに、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。  
(※令和5年所得について未申告の方のみ)
- 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）はありません。  
(※修正があった場合調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。)
- 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

※本給付金を受け取らない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れ、赤太枠を御記入の上、ご返送ください。  
【 私は給付金を受け取りません □ 】

私は上記のすべての内容に異議ありません ※赤太枠線の中の事項を御記入ください。

支給対象者名	確認日	連絡先
※ご本人の【署名】又は【記名押印】をお願いします	令和7年 月 日	※日中連絡可能な電話番号を御記入ください ( )

裏面に必ず【受取口座】を御記入ください⇒

**3 受取口座** (振込を希望する口座を記入してください。)

**原則として、支給対象者名義の口座に限りです。**

支給対象者名義以外の口座を指定する場合は、次の[4 代理受給欄]も御記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信託 7.信託連 4.信連	本・支店 本・支所 出所	1.普通 2.当座	
ゆうちょ銀行		記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください		1	0	

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、「給付金受付センター」までお問い合わせください。

**4 代理受給**

口座名義人が**支給対象者と異なる場合のみ**御記入ください。

代理人	(フリガナ) 氏名	住所	
		〒	
	支給対象者との関係 1.同一世帯 2.法定代理人 3.親族等( )	生年月日 年 月 日	電話番号 ※日中連絡が付きやすい番号 ( )
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市定額減税補足給付金 【不足額給付】の受給を委任します。	支給対象者	氏名 (署名又は記名押印)※表裏の欄印と同じ印を押印してください	

・支給対象者・代理人両方の本人確認書類のコピーを添付してください。

・法定代理人(成年後見人等)が代理で受給する場合は、登記事項証明書等のコピーを同封してください。

返信用封筒に同封してお送りいただく書類

**1 支給要件確認書(本書類)**

※オンライン申請の場合、書類の返送は不要です

**2 振込口座が分かる書類の写し**

希望する受取口座の **金融機関名(銀行名など)、支店名、  
口座番号、口座名義人(カナ)**が分かる  
通帳(見開き内側) 又は **キャッシュカード**の写しなどを  
同封してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きページ全面

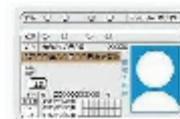


イラストはイメージです。

**※代理人(支給対象者以外)の口座を希望する場合のみ**

**※世帯主・代理人確認書類の写し**

- ①支給対象者の本人確認書類の写し
- ②代理人の本人確認書類の写し を貼ってください。  
(有効期限内のものに限る。)



イラストはイメージです。

【例】・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート 等

鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書  
鹿屋市長宛て

転入者用

受付印

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、以下に該当する場合に使用するものです。

・令和6年1月2日から令和6年12月31日までに鹿屋市以外の自治体から転入し、令和7年1月1日時点で鹿屋市に住民登録がある方

誓約事項・確認事項

※全ての項目を必ず確認してください※

①下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には不足額給付分は支給されません

【支給要件】

(I+II)\*-III>0となる納税義務者

\*合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない数がある場合には切り上げる。

I 所得税分の定額減税所要額(3万円×減税対象人数) — 令和6年分所得税額

II 個人住民税所得割分の定額減税所要額(1万円×減税対象人数) — 令和6年度分個人住民税所得割額

III 調整給付金(当初給付金)の額

②調整給付の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④添付している資料以外に収入を証する書類は有りません。

①私(申請・請求者)は、上記の **誓約・同意事項** に同意の上、申請します。

氏名		申請日	年 月 日
フリガナ		電話番号	※日中に連絡が取れる番号 ( )
(署名又は記名押印)			
現住所	生年月日		
	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日	

②振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。(原則、①の申請者名義の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信託 7.信託連 4.信託	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

提出が必要な書類があります！ 必ず裏面を御確認ください

**※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合**

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面の②に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	氏名		住所	
	フリガナ			
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡が付きやすい番号	
	1.同一世帯 3.親族等( )	2.法定代理人 ( )	明・大・昭・平・令 年 月 日	( )
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市定額減税補足給付金【不足額給付分】の受給を委任します。			世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※上記の申請印と同じ印を押印してください

**提出書類について**

**①調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など**

※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額が分かる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料をご用意ください。

→ **令和6年度分個人住民税の納税通知書又は特別徴収税額通知書などの写し(コピー)**

**②令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し(コピー)**

※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等が分かる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

**③本人(代理人)確認書類の写し(コピー)**

申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

※代理人名義の口座で受給を希望した場合は、  
本人・代理人両方の確認書類のコピーが必要です。



**④振込口座が確認できる書類の写し(コピー)**

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ) が分かる 通帳のコピー(通帳の表紙をめくったページ等) 又は キャッシュカードのコピーを同封してください。



申請書の記入漏れや提出書類の不備はありませんか？  
記入漏れや提出書類に不備がある場合、審査が進められず、  
給付が遅れます。ご確認をお願いします。

鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書  
鹿屋市長宛て

転入者以外

受付印

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、以下の全てに該当する方が申請のために使用するものです。

- ①令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方
- ②令和6年分非課税世帯(又は均等割のみ課税世帯)向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方
- ③青色事業専従者、事業専従者の方 又は 合計所得金額が48万円超である方

誓約・同意事項

※全ての項目を必ず確認してください※

- ①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円\*が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。  
\*令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ◆令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ◆地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

- ②以下のいずれにも該当しません。
  - ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
  - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した世帯である
  - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分又は扶養親族等分として受給した
- ③調整給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

①私(申請・請求者)は、上記の 誓約・同意事項 に同意の上、申請します。

氏名		申請日	年 月 日
フリガナ (署名又は記名押印)		電話番号	※日中に連絡が取れる番号 ( )
現住所		生年月日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

②振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。(原則、①の申請者名義の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信託 7.信託連 4.信託	※・支店 ※・支所 ※・出張所 支店コード	1.普通 2.当座		
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰め)		口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

提出が必要な書類があります！ 必ず裏面を御確認ください

**※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合**

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面の②に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	氏名		住所	
	フリガナ			
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡がつかずやすい番号	
	1.同一世帯 2.法定代理人 3.親族等( )	明・大・昭・平・令 年 月 日	( )	
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市定額減税補足給付金【不足額給付分】の受給を委任します。			世帯主	氏名 <small>(署名又は印名押印)※上記の申請書と同じ印を押印してください</small>

**提出書類について**

**①令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)**

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し(コピー)

**②事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等**

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

**③本人(代理人)確認書類の写し(コピー)**

申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

※代理人名義の口座で受給を希望した場合は、本人・代理人両方の確認書類のコピーが必要です。



**④振込口座が確認できる書類の写し(コピー)**

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ) が分かる通帳のコピー(通帳の表紙をめくったページ等) またはキャッシュカードのコピーを同封してください。



申請書の記入漏れや提出書類の不備はありませんか？  
記入漏れや提出書類に不備がある場合、審査が進められず、  
給付が遅れます。ご確認をお願いします。

## 送付先変更届出書

鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）

鹿屋市長 宛て

鹿屋市定額減税補足給付金（不足額給付分）に関する書類について、送付先の変更を届け出ます。

届出日（記入日）		
令和7年	月	日

### 1 届出者（納税義務者本人）

氏名	生年月日	基準日（令和7年1月1日）時点の住所	
（フリガナ）	明治・大正・昭和	〒 -	
（署名）	平成・令和	鹿屋市	
	年 月 日	電話番号	（ ）

### 2 変更後の送付先

※ 送付先住所は確認書をお送りする際の宛先になりますので、必要に応じて「〇〇様方」や「〇〇気付」など、郵便物が届出者（納税義務者）本人に届くように記入してください。

送付先住所	
〒	
電話番号	（ ）

### 3 送付先を変更する理由について、該当する口に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> 転居のため	<input type="checkbox"/> 長期出張のため	<input type="checkbox"/> 法定代理人に送付するため
<input type="checkbox"/> 病院や介護施設等に入所しているため		

### 4 必要な書類（以下の書類を裏面に貼り付けてください。）

●届出者（納税義務者）の本人確認書類※のコピー

※マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等

提出いただいた送付先変更届出書及び本人確認書類のコピー等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

#### 問合せ・送付先

<p><b>鹿屋市 定額減税補足給付金 受付センター</b></p> <p><b>☎0994-35-1654</b></p> <p>〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20-1（鹿屋市役所6階 601 会議室）</p>
--

第4号様式（第6条関係）

**【本人確認書類貼付欄】**

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、  
介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

鹿屋市長  
（福祉政策課扱い）

## 「鹿屋市定額減税補足給付金(不足額給付分)」の支給のお知らせ

令和6年度に実施した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対して、当該不足額を以下のとおり支給します。

原則として、お手続きは不要です。  
下記の振込口座に直接振り込みます。必ず注意事項をお読みください。

## ●支給対象者

氏名	現住所

## ●支給金額

\_\_\_\_\_ 円 ※詳しくは、裏面の算出式を御確認ください。

## ●振込口座 令和6年度調整給付受給口座又はマイナンバーに登録している公金受取口座へ振込を行います。

金融機関	支店名	種別
口座番号	口座名義	

※記載してある公金受取口座は、6月6日時点の登録情報になります。  
※個人情報の保護のため、口座番号の一部を\*で表示しています。

## ●振込時期

令和7年 月 日( ) 予定

申出が必要な場合があります！  
必ず裏面をご確認ください。



## 給付金を装った詐欺に御注意ください！

鹿屋市からATMの操作をお願いや暗証番号をお聞きするような行為は、絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合は、ご家族や警察に相談してください。また、情報を教えてしまった、実際に被害に遭った際には、最寄りの警察署に通報・ご相談ください。

不足額給付額の支給額及び算出式



※各数値について重大な相違を認める場合には、鹿屋市定額減税補足給付金受付センターへご連絡ください。

注意事項

- 次の①～③に該当する場合は、**申出が必要**です。  
給付金受付センターまでご連絡くださるか、  
オンラインでお申し出ください。

あなたの申出用番号

オンライン申出フォーム▶

右の場合は  
申出が  
必要です

- ① 表面の振込口座を変更する場合
- ② 表面の算出式の数値に重大な相違がある場合
- ③ 給付金の受給を辞退する場合

申出期限 令和7年 月 日( )

- ※申出期限を過ぎると、振込口座の変更はできません。
- ※上記の①・②に該当する申出をされた場合、表面記載の振込時期よりも給付金の振込が遅れることがありますので、ご了承ください。
- ※上記の①の場合で、本人名義以外の口座を希望する場合、または②に該当する場合は、オンラインでの申出はできません。下記受付センターへご連絡ください。

- 課税状況の変更等により支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還していただくことがあります。

お問合せ・申出先

鹿屋市 定額減税補足給付金 受付センター  
☎0994-35-1654

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20-1(鹿屋市役所6階 601 会議室)  
受付時間:午前 8 時 30 分～午後5時 (土日祝日を除く。)